

令和5年度第10回多良木町議会(3月会議)

招 集 年 月 日	令和6年3月28日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和6年3月28日			午前10時00分
開 閉 宣 告	散	会	令和6年3月28日			午前10時27
応 招 (不 応 招)	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席	1	○	宇佐 信行	6	○	久保田 武治
欠席議員	2	○	坂口 幸法	7	○	豊永 好人
○ 出席	3	○	林田 俊策	8	○	猪原 清
× 欠席	4	○	魚住 憲一	9	○	落合 健治
△ 不応招	5	○	源嶋 たまみ	10	○	前田 文
会議録署名議員	5番	源嶋 たまみ		9番	落合 健治	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	浅川 英 司		議事参事	山本 美 和	
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	町 長	吉瀬 浩 一 郎		生涯学習課長	黒木 庄 一 朗	
	副 町 長	日 田 雅 仁		生涯学習課		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		住民ほけん課長	竹 下 政 孝	
	会計管理者	木 下 孝 二		住民ほけん課		
	総務課長	岡 本 雅 博		福祉課長	新 堀 英 治	
	総 務 課			福 祉 課		
	企画観光課長	林 田 浩 之		建設課長	林 田 裕 一	
	企画観光課			建 設 課		
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農林整備課長	水 田 寛 明	
	危機管理防災課			農林整備課	長 田 憲 士	
	税 務 課 長	東 健 一 郎		産業振興課長	小 林 昭 洋	
	農委事務局長	魚 住 雅 彦		産業振興課	那 須 隆 二	

会 議 に 付 し た 事 件

議案第66号	多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第67号	令和5年度多良木町一般会計補正予算（第8号）

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(宇佐信行君) ただいまの出席議員は 10 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから令和 5 年度第 10 回多良木町議会(3 月会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

会議日程及び議事日程につきましては、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおりとし、議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(宇佐信行君) それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、5 番源嶋たまみ議員。9 番落合健治議員の両名を指名いたします。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。町長吉瀬浩一郎君。

○町長(吉瀬浩一郎君) おはようございます。

それでは私のほうから、令和 5 年度第 10 回多良木町議会 3 月会議の提案理由をご説明させていただきます。

今回、審議をお願いいたします案件は、条例等の議案といたしまして、多良木町税条例の一部改正が 1 件、それから令和 5 年度予算の補正といたしまして、一般会計補正予算が 1 件、以上の 2 件でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから、ご説明いたしますので、両議案とも可決頂きますようお願いいたします。私からの提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 2 「議案第 66 号」 多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(宇佐信行君) 町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第 2、議案第 66 号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。説明を求めます。東税務課長。

○税務課長(東健一郎君) それでは議案第 66 号についてご説明申し上げます。

多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて、多良木町税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料のほうでさせていただきます。そちらのほうをお願いいたします。

改正の主な内容でございますが、今回の条例改正は、令和 6 年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、個人住民税の特例措置を講ずる必要があることから、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 6 年 2 月 21 日に公布され、同日から施行されたことにより、多良木町税条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要といたしましては、令和 6 年半島地震による住宅や家財などの損害について、令和 6 年度分の個人住民税で、雑損控除が適用できることとするものでございます。新旧対照表に沿ってご説明いたします。

まず、第 34 条の 2、所得控除でございますが、これは多良木町税条例附則第 6 条の改正を受けまして、読替規定として改正するものでございます。次の附則第 5 条の 2、令和 6 年

の能登半島地震災害に係る雑損控除等の控除額等の特例でございますが、令和6年度分の個人住民税は、令和5年中の所得に対して課税するため、本来であれば、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の損失につきましては、令和6年中の所属の損失分として計算され、令和7年度の住民税に反映されることとなるものでございます。今回、附則第5条の2の新設によりまして、この特例を適用する場合は、令和5年中に損失があったものとみなしまして、令和6年度分の住民税計算に反映することができるものとする改正でございます。次の附則第5条の3、課税免除等でございますが、条名を附則第5条の2から附則第5条の3とする改正でございます。次の附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例でございますが、条文中附則第4条の4第3項を附則第4条の5第3項とする改正でございます。いわゆる条ずれの改正でございます。最後に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

あと、最下段に参考といたしまして、雑損控除とはと付けております。これは納税者本人またはその人と生計を一にする配偶者及び配偶者、その他の親族、の有する生活用資産及び業務用資産について、災害、盗難または横領等によって損害を受けたときは、別途計算式によりまして、計算した金額を雑損控除として所得金額から差し引くことができるものとするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宇佐信行君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第66号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第3 「議案第67号」 令和5年度多良木町一般会計補正予算（第8号）

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第3、議案第67号、令和5年度多良木町一般会計補正予算第8号を議題といたします。説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） それでは、議案第67号、令和5年度多良木町一般会計補正予算第8号につきましてご説明を申し上げます。

令和5年度多良木町の一般会計補正予算第8号は次に定めるところによるものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正といたしまして第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,777万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3,141万7,000円とするものでございます。

次に、繰越明許費として第2条でございます。

それから第3条では地方債の補正を行っております。

これより先は議案の説明資料を用いて説明をさせていただきますので、そちらをお開きください。

説明資料の2ページからでございます。今回の主な内容といたしましては、決算見込み調べを実施いたしております。年度末の予算調整や実績による増減、翌年への繰越明許費の計上が主なものでございます。

また、翌年度への繰越金を見込んで基金取崩・積立を調整しております。

次に第2表繰越明許費につきましてご説明申し上げます。まず総務費、総務管理費でございますけれども、地域公共交通対策事業で、くま川鉄道経営安定化補助といたしまして1,133万9,000円。次に、物価高騰対応充填支援地方創生臨時交付金事業といたしまして、住民税均等割世帯給付金、子育て世帯加算給付金といたしまして3,778万3,000円でございます。一つ飛ばしまして、戸籍住民基本台帳費でございますが、自治体情報システム標準化事業といたしまして、委託でございますけれども、1,965万7,000円でございます。二つ飛ばしまして、農林水産業費、林業費でございますが、造林事業といたしまして、町有林管理調査業務委託といたしまして1,702万8,000円、一つ飛ばしまして、森林環境譲与税事業ですけれども、森林普及啓発道災害復旧工事といたしまして5,500万円、次に土木費でございますが、2段目です。社会資本整備総合交付金道路事業といたしまして、測量設計委託等でございますけれども、1億1,124万円でございます。一つ飛ばしまして住宅費、中央公民館等解体事業といたしまして2,725万円、工事です。次に、災害復旧費ですが、農林水産施設災害復旧費の2段目ですが、林業用施設災害復旧事業で1,806万7,000円。令和4年災分でございます。次に公共土木施設災害復旧費でございますけれども、7,545万円です。これは令和2年災3年災4年災分でございます。以上合わせまして16件で、4億408万8,000円でございます。

次ページをお願いいたします。地方債の補正でございますが、過疎対策事業債で800万円の限度額の減、緊急防災減災事業債で570万円の限度額の減、災害復旧事業債におきましては2,620万円の減でございます。いずれも実績見込みによる減となっております。

続きまして、事項別明細書の主なものを申し上げます。

まず歳入でございます。款の7、項の1、目の1、節の1、地方消費税交付金で413万円の減です。これは交付決定による減となっております。款の9、項の2、目の1、節の1、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で、196万5,000円の増でございますが、これは追加配分による増となっております。款の10、項の1、目の1、節の1、地方交付税で3億7,236万7,000円の増です。これにつきましては決算見込額調べによりまして、翌年度繰越額、基金取崩・積立を調整した上で、この金額を追加しております。款の12、項の1、目の2、節の1、農業用施設災害復旧費分担金で232万5,000円の減。国庫補助率の確定による減となっております。款の13、項の2、目の1、節の1、総務手数料、112万6,000円の増です。戸籍関係証明の増に伴うものでございます。款の14、項の1、目の1、節の2、児童福祉費負担金で423万円の減。障害児通所給付金が児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金へ統合されたために予算を移し替えることによる減となっております。同じく、目の3、節の1、公共土木施設災害復旧費負担金で664万円の減です。交付決定に伴う減でございます。款の14、項の2、目の1、節の1、総務費補助金、407万7,000円の増です。説明欄に記載しておりますとおり、変更交付による増減となっております。同じく目の2、節の2、児童福祉費補助金で999万1,000円の減です。これにつきましても、説明欄に記載しておりますとおり変更交付による増減でございます。同じく、目の5、節の1、道路橋りょう費補助金166万4,000円の増です。これも説明欄に記載しておりますとおり、決算見込みに伴う交付金の配分調整による増減でございます。次ページをお願いいたします。款の15、項の1、目の1、節の3、児童福祉費県負担金で856万3,000円の減。このうち教育・保育給付費県負担金につきましては変更交付に伴う減でございます。障害児通所給付費等県負担金につきましては、熊本県地域障がい児支援体制強化事業補助金が令和5年度に新設をされたことによりまして、予算を移し替える必要があることから、減となっております。

同じく、節の5、障害者福祉費県負担金120万7,000円の増です。これは変更交付に伴う増となっております。同じく、項の2、目の1、節の5、物価高騰対応生活者支援県交付金426万6,000円の減です。事業実績に伴う減でございます。同じく、目の4、節の1、農業費県補助金735万円の減。交付決定に伴う減となっております。同じく、節の3、林業費県補助金、間伐等森林整備促進対策事業費県補助金で428万3,000円の減でございます。補助金割当の減額によるものでございます。同じく、目の8、節の2、農業用施設災害復旧費県補助金4,573万3,000円の減。説明欄に記載しておりますとおり、補助率の変更による増減となっております。款の16、項の2、目の1、節の2、その他の不動産売払収入で2,151万3,000円の減。町有林立木売払収入において実績による減となっております。款の17、項の1、目の1、節の1、一般寄附金で69万9,000円の増です。先日でございますが、町内の事業者の方で、他町村から本町に来られて事業を始められてちょうど100年を迎えるということでございまして、その100年を記念して町のために有効に使っていただきたいということで70万円を寄附をされましたのでその分を増額とさせていただいているものでございます。款の18、項の1、目の1、基金繰入金で2億4,280万円の減でございます。節の1、町づくり推進事業基金繰入金におきましては、1億1,700万の減。節の2、多良木町公共施設整備基金繰入金につきましては、1億2,580万円の減でございます。いずれも決算見込みによる基金取崩しの減でございます。款の19、項の1、目の1、節の1、繰越金で6,469万7,000円の増ですが、翌年度繰越額、基金取崩・積立を調整した土での追加ということでございます。款の20、項の4、目の4、節の1、雑入です。学校給食費のところですが、1,470万7,000円の減です。今年度、給食費の無償化をいたしましたので、その分に伴う減ということでございます。款の21、町債で3,990万円の減です。これにつきましては、第3表地方債補正のとりの減額となっております。

次ページをお願いいたします。歳出でございます。主に執行残を減額としております。款の2、項の1、目の8、電算管理費で、13、使用料及び賃借料、442万3,000円の減です。説明欄に記載しておりますとおり、実績見込みによる減となっております。同じく、目の9、企画費、節の12、委託料でございます。1,393万5,000円の減となっております。事業者雇用型地域おこし協力隊運営業務委託料でございます。実績に伴う減となっております。同じく、目の14、基金費です。節の24、積立金、多良木町財政調整基金積立で36万7,000円、これにつきましては、利子分を追加するものでございます。多良木町減債基金積立で1億円及び多良木町公共施設整備基金積立で1億円、それぞれ任意追加ということで今回追加をさせていただいております。同じく、目の21、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費です。859万4,000円の減、また同じく、目の22、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費で、125万4,000円の減です。各節、説明欄のとおり、実績による減となっております。款の3、項の1、目の3、国民健康保険費185万4,000円の増です。国民健康保険特別会計への繰出金でございます。子ども医療費助成事業の現物給付に係る調整交付金、及び療養給付金負担金の対象外となる経費分を追加するものでございます。款の4、項の1、目の9、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、節の22、償還金利子及び割引料で137万1,000円の増でございます。令和4年度事業確定に伴う国庫負担金の返納分を上げているものでございます。款の6、項の1、目の3、農業振興費で、節の18、負担金補助及び交付金735万円の減です。1名の方におきまして事業を取下げられたことによる減ということでございます。同じく、項の2、目の3、造林費で1,939万9,000円の減です。これにつきましては、各節、説明欄のとおり、実績に伴う減でございます。款の8、項の2、目の3、社会資本整備総合交付金道路事業費、節の14工事請負費で380万円の増でございます。これは事業費配分の調整による増となっております。同じく、目の4、町道口の坪覚井線整備事業費、節の12、委託料で692万9,000円。それから同じく、目の5、道路新設改

良費、節の12、委託料で313万円の減。いずれも事業実績に伴う減でございます。款の9、項の1、目の4、災害対策費868万7,000円の減。各節、説明欄に記載しておりますとおり、実績による減でございます。次ページをお願いいたします。款の11、項の1、目の1、農業用施設災害復旧費で8,064万9,000円の減です。各節、説明欄のとおり、実績見込みによる減となっております。同じく、項の2、目の1、公共土木施設災害復旧費で250万円の減です。町道荒水線地滑り災害分を令和6年度予算に再計上して実施をするため、令和5年度予算から減額をするものでございます。

最後に給与費明細書、地方債現在高調書を末尾に添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宇佐信行君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番豊永議員。

○7番（豊永好人君） それでは1点ほど、お尋ねします。

まずですね、款6、項の1、目の3、ページはですね、29ですね。29の中にですね、款の6、項の1、目の3、農業振興費、この中で節の18、負担金補助及び交付金で、マイナスの735万円。減額で、28ですかね、28ですね。歳出、28、の中にですね、735万減額なってますけども、その中で1名の方が事業を取下げられたとことによる減となっておりますけども、その1名の方が取下げられた理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

理由については、個人的な情報でございますので、回答できませんが、とにかく農業をやめられたということでございます。はい、それで取下げられました。以上です。

○議長（宇佐信行君） 7番ございますか。7番。

○7番（豊永好人君） 終わります。はい。

○議長（宇佐信行君） ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） これ質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、令和5年度多良木町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（宇佐信行君） お諮りします。

本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長（宇佐信行君） 令和5年度第10回多良木町議会3月会議を閉じます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

（午前10時27分散会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員